

丘の字ありて、それを避ん事あるべからず、我國にて此にならふ輩は、事の現非をも正さず、目
なれぬ新奇なる事を好む輕薄の情より、本孔子を尊敬する心にてなすにはあらで、人に奇を誇
らんこてなすわざなればかゝる類の事は厭ふべく笑に堪へぬ事也。

〔三條家番所日記〕文政元年五月十八日乙卯、近衛左府様御使中川三河介御順達如左、

御諱相避、且臨文省末畫之儀、爾來各覺悟之事候、雖然至中古而有不避之輩、自今以往、不拘異說、
從國史職員令、并唐六典之文、一不可犯。國諱之由、更被仰出候事。

十九日丙辰、上孝仁御諱字未畫可憚義ニ付、諸席江被仰渡如左、

上御諱字、私名字ニ相用候事は堅可相憚義、且日用筆記文通等ニ、無據相用候節は、未畫可相省
義は勿論之事候處、今般改而被仰出候間、自今以後、彌以前文之通可相心得旨、御當職より御傳
達有之候事。

但末畫相省候分は

上御諱 惠

仙洞○光御諱 兼

右之通相認可然候事

但草字も可准之候事

〔三條實萬傳奏日記〕嘉永元年八月二日

文政元年更被仰出可從國史職員令唐六典等之文事、

皇祖以下

光格天皇御代

桃園院退仁

後桃園院英仁

當今